

平成25年度

越前市財政健全化判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 144 号

平成 26 年 8 月 26 日

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 増 田 仁 視

同 福 田 往 世

平成25年度越前市財政健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

# 目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	2
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率等の分析等	3
(1) 財政健全化判断比率	4
ア 実質赤字比率について	4
イ 連結実質赤字比率について	5
ウ 実質公債費比率について	6
エ 将来負担比率について	7
(2) 資金不足比率	8
(3) 参考資料	9

## 注 記

1 文中に用いる金額は、千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。

2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

## 平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

### 第1 審査の対象

平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計等

区分・会計名等			実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 費 公 債 比 率	将 来 負 担 率	資 金 不 足 率	
一般会計等	一 般 会 計		↕	↑	↑	↑		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち公営 企業に係る特別会計 以外の会計	介 護 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
	公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	↕
			工 業 用 水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	
		法 非 適 用	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計		↓	↓	↓	↕
			下 水 道 特 別 会 計		↓	↓	↓	↓
一 部 事 務 組 合								
第 三 セ ク タ ー 等								

平成25年度の対象会計は、一般会計等は一般会計のみであり、公営事業会計は、7会計である。

## 第2 審査の期間

平成26年8月1日から平成26年8月20日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しており、関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析等は、次のとおりである。

### 1 審査意見

平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれている。

「実質公債費比率」については、11.2%となり0.6ポイント改善している。内訳をみると、地方債の元利償還金1億1,162万1千円の増、準元利償還金9,197万9千円の減、都市計画税充当可能額等の特定財源2,537万6千円の増、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額7,375万1千円の増、標準財政規模1億2,996万5千円の増となっている。市債については、引き続きできる限り新規発行を抑制し、低金利借換えを実施するとともに、合併特例債や臨時財政対策債など後年度交付税措置のある有利な市債発行等に努め、将来の世代に過大な負担を残さないよう努められたい。なお、実質公債費比率の福井県内市町等の状況(平成24年度)は、巻末参考資料のとおりである。

「将来負担比率」については、83.7%となり7.2ポイント改善している。内訳をみると、一般会計の市債残高は増加しているが、土地開発公社の解散による債務負担行為に基づく支出予定額の減、一部事務組合の地方債の減少による一部事務組合等負担見込額の減、退職手当負担見込額の減等により、将来負担額17億179万3千円の減、財政調整基金等の充当可能財源等5億4,250万9千円の減となっている。なお、将来負担比率の福井県内市町等の状況(平成24年度)は、巻末参考資料のとおりである。

以上のように、平成25年度の実質公債費比率及び将来負担比率の数値が、前年度より改善されていることについては一定の評価をするものである。

しかしながら、本市では、今後予定されている新庁舎の建設や武生中央公園の再整備、スポーツ施設の再配置、北陸新幹線「南越駅」(仮称)周辺整備などの大型プロジェクトによる多額の財政負担が現実視されるなど、厳しい財政状況におかれている。今回求められた比率から財政状態が健全であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立ち、財政の硬直化を招くことのないよう健全財政の維持に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率等の分析等

財政健全化判断比率等の推移

(単位:%)

健全化判断比率	H23年度	H24年度	H25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.51	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	17.51	30.0
実質公債費比率	12.4	11.8	11.2	25.0	35.0
将来負担比率	107.4	90.9	83.7	350.0	—
資金不足比率	H23年度	H24年度	H25年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
工業用水道事業会計	—	—	—		
簡易水道事業特別会計	—	—	—		
下水道特別会計	—	—	—		
計	—	—	—		

- ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、ともに赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表示
- ※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政(経営)健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- ※ 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか、起債が許可制となる。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

## (1) 財政健全化判断比率

### ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（0）}}{\text{標準財政規模（19,793,097千円）}}$$

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

平成25年度の一般会計の実質収支額の算出は、歳入総額347億3,315万2千円から歳出総額336億6,826万5千円を差し引いた歳入歳出差引額10億6,488万7千円から、翌年度に繰り越すべき財源2億725万9千円を差し引いたもので、8億5,762万8千円の黒字となっており、実質赤字額は、発生していない。そのため、実質赤字比率は、「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.51%である。

標準財政規模の額は、標準税収入額等134億3,313万7千円、普通交付税額45億4,750万1千円、臨時財政対策債発行可能額18億1,245万9千円の合計197億9,309万7千円である。

一般会計等の実質収支額の状況は第1表のとおりである。また、標準財政規模の額は第2表のとおりである。

第1表 一般会計等における実質収支額

(単位:千円)

区分	年度	H25年度	H24年度	増減
一般会計		857,628	996,922	△139,294

第2表 標準財政規模の額

(単位:千円)

区分	年度	H25年度	H24年度	増減
標準税収入額等		13,433,137	13,605,836	△172,699
普通交付税額		4,547,501	4,446,395	101,106
臨時財政対策債発行可能額		1,812,459	1,610,901	201,558
合計(標準財政規模の額)		19,793,097	19,663,132	129,965

## イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(％)} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (19,793,097千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成25年度の連結実質収支額は、26億6,185万7千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.51%である。全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

連結実質収支額の算出は、一般会計等の実質収支額8億5,762万8千円に、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額1億863万4千円、公営企業会計の法適用会計の剰余額16億8,031万2千円、同法非適用会計の剰余額1,528万3千円を加えたものである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位:千円)

区分		年度	H25年度	H24年度	増減	
一般会計等	小計 (A)		857,628	996,922	△139,294	
公営事業会計	国民健康保険特別会計		1,873	13,565	△11,692	
	介護保険特別会計		106,155	80,962	25,193	
	後期高齢者医療特別会計		606	1,266	△660	
	小計 (B)		108,634	95,793	12,841	
	公営企業会計	水道事業会計		1,546,974	1,207,280	339,694
		工業用水道事業会計		133,338	126,409	6,929
		小計 (法適用) (C)		1,680,312	1,333,689	346,623
		簡易水道事業特別会計		13,339	11,914	1,425
		下水道特別会計		1,429	1,830	△401
		農業集落排水事業特別会計		461	566	△105
林業集落排水事業特別会計			54	39	15	
今立工業団地事業特別会計		0	151,885	△151,885		
	小計 (法非適用) (D)		15,283	166,234	△150,951	
合計 (A+B+C+D)			2,661,857	2,592,638	69,219	



## ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率であり、前3カ年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど公債費のウェイトが大きくなることで財政の弾力性が低下し、その資金繰りの深刻度が増すことになる。

	(3,844,928 千円)	(1,663,762 千円)	(648,210 千円)	(3,085,517 千円)
実質公債費比率	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金)			
(単年度)	= $\frac{\text{に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$			
(10.6%)				
	(19,793,097 千円)			(3,085,517 千円)

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成 25 年度の実質公債費比率(3 カ年平均)は 11.2%であり、前年度より 0.6 ポイント改善している。(平成 25 年度単年度比率は 10.6%である。) 本指標の早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており、公債費の財政負担が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値(平成 28 年度末)は 15.0%以内である。実質公債費比率の内訳は、第 4 表のとおりである。

第 4 表 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

区分		年度	H25 年度	H24 年度	増減
地方債の 元利償還金	公 債 費 (A)		3,844,928	3,733,307	111,621
準元利 償還金	① 特別会計への繰出金		887,417	931,536	△44,119
	② 一部事務組合負担金		423,006	470,052	△47,046
	③ 公債費に準ずる債務負担行為		353,339	354,153	△814
	小 計 (B)		1,663,762	1,755,741	△91,979
特定財源	① 貸付金償還金		28,000	28,197	△197
	② 市営住宅使用料		77,803	79,309	△1,506
	③ 都市計画税充当可能額		542,407	515,328	27,079
	小 計 (C)		648,210	622,834	25,376
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)			3,085,517	3,011,766	73,751
標準財政規模 (E)			19,793,097	19,663,132	129,965
実質公債費比率(単年度) [[{(A+B)-(C+D)} / (E-D)] × 100 (%)			10.6	11.1	△0.5
実質公債費比率(3カ年平均) (%)			11.2	11.8	△0.6

## エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率＝ (83.7%)	将来負担額 (70,610,417千円) － 充当可能財源等 (56,624,633千円)
	(標準財政規模) － (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	(19,793,097千円) (3,085,517千円)

審査にあたっては、次の事項を主眼として実施した。

- ・債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか。
- ・公営企業債等に対する繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか。
- ・退職手当負担見込額が、勤続年数別職員数、支給月額、支給率等により算定され、正確に計上されているか。
- ・都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているか。

平成25年度の将来負担比率は83.7%で、前年度より7.2ポイント減少し、改善が図られている。本指標の早期健全化基準は350.0%とされており、将来の市債償還などの負担額が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値は100.0%以内である。なお、将来負担比率の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の内訳

(単位:千円)

区分	年度	H25年度	H24年度	増減
将来負担額	①一般会計等地方債現在高	41,077,008	39,567,356	1,509,652
	②債務負担行為に基づく支出予定額	3,715,384	6,510,098	△2,794,714
	③公営企業債等繰入見込額	17,269,838	16,914,163	355,675
	④一部事務組合等負担見込額	2,361,857	2,704,527	△342,670
	⑤退職手当負担見込額	6,186,330	6,616,066	△429,736
	小計 (A)	70,610,417	72,312,210	△1,701,793
充当可能財源等	①充当可能基金(財政調整基金等)	7,398,799	7,826,700	△427,901
	②充当可能特定収入(都市計画税等)	8,918,565	8,896,208	22,357
	③基準財政需要額算入見込額	40,307,269	40,444,234	△136,965
	小計 (B)	56,624,633	57,167,142	△542,509
標準財政規模 (C)		19,793,097	19,663,132	129,965
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,085,517	3,011,766	73,751
将来負担比率 {(A - B) / (C - D)} × 100 (%)		83.7	90.9	△7.2

## (2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。
- 2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

平成25年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業、工業用水道事業の法適用企業に係る2会計及び簡易水道事業、下水道事業の法非適用企業に係る2会計すべてが資金剰余の状態であり、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となる。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容を見てみると、水道事業が15億4,697万4千円、工業用水道事業が1億3,333万8千円、簡易水道事業が1,333万9千円、下水道事業が194万4千円の資金剰余となっている。公営企業会計の各事業が提供しているサービスは、市民生活にとって欠くことができない重要なものであることから、今後とも、経費の節減と計画的な財政運営によって経営の安定化に努められたい。なお、資金不足比率の内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の内訳

(単位:千円・%)

区 分		資金剰余額	事業規模	資金不足比率	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	1,546,974	1,813,408	—
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	133,338	36,757	—
	法 非 適 用	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	13,339	19,233	—
		下 水 道 特 別 会 計	1,944	808,750	—

(参考資料)

H24年度決算に基づく福井県内市町等の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業 資金不足比率
福井県内	福井市	—	—	11.4	106.5	—
	敦賀市	—	—	9.9	26.8	—
	小浜市	—	—	12.8	101.3	—
	大野市	—	—	6.3	26.4	—
	勝山市	—	—	9.0	62.3	—
	鯖江市	—	—	11.2	31.6	—
	あわら市	—	—	11.6	42.6	産業団地 12.8
	越前市	—	—	11.8	90.9	—
	坂井市	—	—	11.8	92.8	—
	(9市平均)	—	—	10.6	64.6	
	永平寺町	—	—	13.8	56.2	—
	池田町	—	—	10.1	—	—
	南越前町	—	—	15.2	28.1	—
	越前町	—	—	11.8	56.6	—
	美浜町	—	—	13.3	71.9	—
	高浜町	—	—	11.9	—	—
	おおい町	—	—	4.3	—	—
	若狭町	—	—	16.0	161.3	—
	(8町平均)	—	—	12.1	46.8	
(市・町平均)	—	—	11.3	56.2		
全国市区町村(平均)		—	—	9.2	60.0	
福井県		—	—	17.5	191.0	
(基準値)	①財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上: 経営健全化団体
	②早期健全化基準	11.25~15.00% 以上	16.25~20.00% 以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可基準	2.50~10.00% 以上	—	18%以上	—	10%以上: 起債許可事業

(平成24年11月30日総務省資料より)

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。  
 2. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。  
 3. 実質公債費比率は平成22年度から平成24年度までの3ヶ年平均  
 4. 福井県内の平均値は単純平均値で、全国の平均値は加重平均である。